

神戸薬科大学学生心得細則の改正について

下線部分改正

〔 改 正 〕	〔 現 行 〕
<p data-bbox="268 353 689 425">第 8 章 台風及びストの場合の 授業並びに試験の取扱</p> <p data-bbox="204 465 753 537">(交通機関のストライキ等、気象警報発令 による授業及び試験の取扱)</p> <p data-bbox="188 542 769 654">第 19 条 JR 西日本又は阪急・阪神電鉄の いずれかが運休、若しくは神戸市に暴風 警報が発令された場合は、休講とする。</p> <p data-bbox="242 658 769 730">ただし、次の場合は、授業、試験を実施 する。</p> <p data-bbox="204 734 769 882">(1) 午前 7 時の時点で JR 西日本、阪急・ 阪神電鉄が共に運行し、かつ警報が 解除されている場合—平常どおり授 業、試験を実施する。</p> <p data-bbox="204 887 769 1146">(2) 午前 10 時の時点で JR 西日本、阪急・ 阪神電鉄が共に運行し、かつ警報が 解除されている場合—授業は 4 時限 目 (午後) から実施する。試験は午 後からの試験を実施する。午前 10 時 を過ぎても解決又は解除されないとき は、全日休講とする。</p> <p data-bbox="204 1223 769 1370">2 5 年次の実務実習期間中において、交 通ストにより実習先へ出向けない場合、 若しくは暴風警報が発令された場合に限 り、当該日の実務実習を中止とする。</p> <p data-bbox="220 1375 769 1487">(1) 午前 7 時の時点で交通ストが解決し、 かつ警報が解除されている場合—平常 どおり実務実習を実施する。</p> <p data-bbox="220 1491 769 1675">(2) 午前 10 時の時点で交通ストが解決し、 かつ警報が解除されている場合—午後 から実務実習を実施する。午前 10 時 を過ぎても解決又は解除されないとき は、当該日の実務実習は中止とする。</p> <p data-bbox="220 1792 574 1827">平成 22 年 6 月 28 日付改正</p>	<p data-bbox="874 353 1295 425">第 8 章 台風及びストの場合の 授業並びに試験の取扱</p> <p data-bbox="810 465 1359 537">(交通機関のストライキ等、気象警報発令 による授業及び試験の取扱)</p> <p data-bbox="794 542 1375 689">第 19 条 JR 西日本又は阪急・阪神電鉄の いずれかが運休、若しくは兵庫県南部又 は阪神地区に暴風、大雨、大雪又は暴風 雪警報が発令された場合は、休講とする。</p> <p data-bbox="849 694 1375 766">ただし、次の場合は、授業、試験を実施 する。</p> <p data-bbox="810 770 1375 918">(1) 午前 7 時の時点で JR 西日本、阪急・ 阪神電鉄が共に運行し、かつ警報が 解除されている場合—平常どおり授 業、試験を実施する。</p> <p data-bbox="810 922 1375 1182">(2) 午前 10 時の時点で JR 西日本、阪急・ 阪神電鉄が共に運行し、かつ警報が 解除されている場合—授業は 4 時限 目 (午後) から実施する。試験は午 後からの試験を実施する。午前 10 時 を過ぎても解決又は解除されないとき は、全日休講とする。</p> <p data-bbox="810 1223 1375 1370">2 5 年次の実務実習期間中において、交 通ストにより実習先へ出向けない場合、 若しくは暴風警報が発令された場合に限 り、当該日の実務実習を中止とする。</p> <p data-bbox="865 1375 1375 1447">ただし、大雨、大雪警報の場合は、受 け入れ施設の指示に従う。</p> <p data-bbox="826 1451 1375 1563">(1) 午前 7 時の時点で交通ストが解決し、 かつ警報が解除されている場合—平常 どおり実務実習を実施する。</p> <p data-bbox="826 1568 1375 1751">(2) 午前 10 時の時点で交通ストが解決し、 かつ警報が解除されている場合—午後 から実務実習を実施する。午前 10 時 を過ぎても解決又は解除されないとき は、当該日の実務実習は中止とする。</p>